

## クマ類の特定計画の普及について

## 1. クマ類の特定計画未策定の県の状況

ツキノワグマが恒常的に生息している 33 都道府県のうち、12 都道府県がツキノワグマの特定計画が未策定である。うち、11 県でツキノワグマ保護管理指針やクマが出没した場合の対応マニュアル等を作成している。山梨県では 4 期にわたって保護管理指針を策定しており、平成 29 年度に新たに改定されている。

特定計画を策定していない都道府県には、特定鳥獣保護・管理計画策定のためのガイドライン（クマ類編・平成 28 年度）によると、以下の地域個体群が生息している。

- ・ 下北半島地域個体群（LP<sup>※1</sup>）：青森県<sup>※2</sup>
- ・ 北上山地地域個体群：青森県（岩手県・宮城県）
- ・ 北奥羽地域個体群：青森県（岩手県・秋田県）
- ・ 関東山地地域個体群：埼玉県、東京都、山梨県（群馬県・長野県）
- ・ 富士・丹沢地域個体群：神奈川県、山梨県、静岡県
- ・ 中央・南アルプス地域個体群：山梨県、静岡県、愛知県（長野県・岐阜県）
- ・ 紀伊半島地域個体群（LP）：三重県、奈良県、和歌山県
- ・ 四国地域個体群（LP）：徳島県、高知県

（）内は属する地域個体群の中で特定計画を策定している県を示す。

※1：環境省 RL（2017）で「絶滅のおそれのある地域個体群（LP）」に選定されている地域個体群。

※2：青森県ではその他として、「津軽半島監視区域」がガイドラインで示されている。

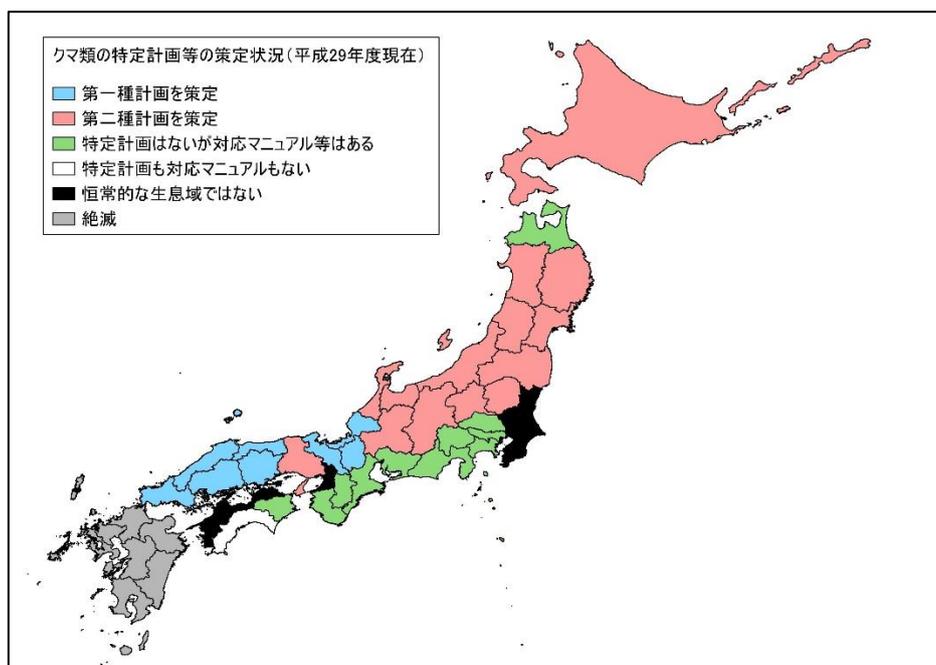


図1 特定計画と対応マニュアル等の作成状況

## 2. 地域個体群の現状

地域個体群のうち、特定計画未策定県のみ分布するのは、「下北半島地域個体群」、「富士・丹沢地域個体群」、「紀伊半島地域個体群」、「四国地域個体群」の4つである。うち、3つが環境省のRLで「絶滅のおそれのある地域個体群」に選定されている。多くの地域個体群で生息数の増加、分布域の拡大が示されているが、四国地域個体群の生息数は十数～数十頭とされており、分布域も拡大の傾向がみられていない。

表1 地域個体群の生息・分布等の状況

地域個体群	生息数・分布の状況 <sup>※1</sup>	その他の状況
下北半島 (LP)	生息数 158-476 頭 (森林面積ベース) 個体数水準 2 分布域の外縁部は拡大傾向	大量出没年には半島基部まで目撃がみられる。北奥羽地域個体群と接している。
北上山地	生息数 1,664-2,555 頭 (岩手県計画) 個体数水準 4 分布域の外縁部は拡大傾向	北奥羽地域個体群との往来の可能性が高い。
北奥羽	生息数 2,000 頭以上 (計画) 個体数水準 4 分布域の外縁部は拡大傾向	南奥羽地域個体群と連続する。津軽半島基部への進出の可能性あり。
関東山地	生息数 592-1,778 頭 (計画) 個体数水準 3 分布域の外縁部は拡大傾向	幹線道路、市街地等の存在から隣接個体群と個体の往来が制限されている可能性あり
富士・丹沢	生息数 200 頭 (山梨県指針) 個体数水準 1 分布域の外縁部は拡大傾向	人為的な土地利用状況から山地間での個体の往来が限定されている可能性あり。
中央・南アルプス	生息数 1,062-3,188 頭 (森林面積ベース) 個体数水準 4 分布域の外縁部は拡大傾向	自然公園があり、核心的地域の自然環境の保全は確保されている。
紀伊半島 (LP)	情報不足 (奈良県 104-269 頭) 個体数水準 2 分布域の外縁部は拡大傾向	分布は拡大傾向にあるが、詳細な調査と定期的なモニタリングが不足している。
四国 (LP)	生息数：十数～数十頭 個体数水準 1 分布域の拡大はみられない	剣山山系を中心に生息しているが、生息数の増加、分布域の拡大が確認されていない。

生息数と分布状況は、特定計画、野生生物保護管理事務所 (2013) 「平成 24 年度ツキノワグマ広域保護管理の推進に係る状況把握及び検討調査報告書」及び日本クマネットワーク (2014) 「ツキノワグマおよびヒグマの分布域縮小の現況把握と軋轢抑止および危機個体群回復のための支援事業」報告書を参考とした。

### 3. 都道府県へのアンケート結果

#### (1) 特定計画の策定予定について

クマ類の特定計画を策定していない12都道府県に対して、今後の策定予定についてアンケートを行い、うち10都道府県から回答がえられた。アンケートの結果、「策定する予定がある」は1県（奈良県）、「策定する予定がない」は9都道府県であった。策定する予定がないと回答した都道府県のうち、和歌山県は策定の予定については検討中、青森県は生息状況調査の結果に応じて今後検討する予定であると回答した。

#### 特定計画の策定予定について

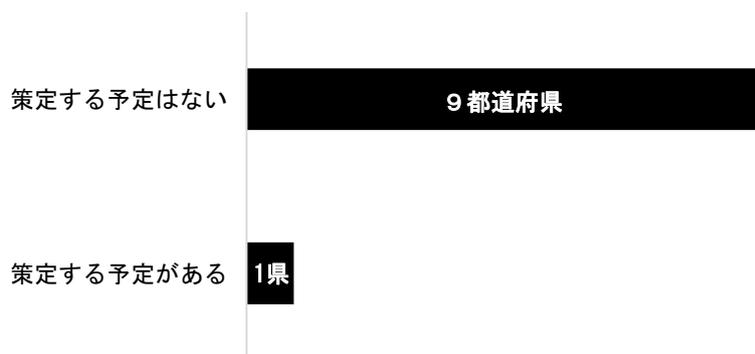


図2 特定計画未策定県が特定計画を今後策定する予定について

#### (2) 特定計画を策定しない理由について

特定計画を策定しない都道府県に対しては、その理由についてアンケートを行った。アンケートは下記の項目からの選択形式とした。

- ・「被害がない又は少なく問題ではない」
- ・「策定するメリットを感じられない」
- ・「策定するデメリットを感じる」

また、策定するメリットを感じない、又はデメリットを感じると回答した県については、その内容についてアンケートを行った。アンケートは下記の項目からの選択形式とした。

- ・従来への対応で対処できている
- ・計画策定の予算を確保出来ない
- ・他の鳥獣の対策で手一杯のため対応が出来ない
- ・計画策定の検討体制を確保出来ない
- ・近隣の都道府県が策定していないため
- ・クマ類の計画的な保護管理に対して関係団体等から十分な理解がえられない
- ・クマ類の計画的な保護管理に対して地域住民から十分な理解が得られない
- ・その他

アンケートの結果、特定計画を策定しない理由としては「被害がない又は少ないため問題となっていない」との回答が最も多く5、次いで「従来の対応で対処ができています」が2、「予算確保が難しい」が1、「その他」が1であった。その他の理由としては、法律により捕獲が制限されており一定の保護が図られているためという回答であった。

クマ類の特定計画を策定しない理由

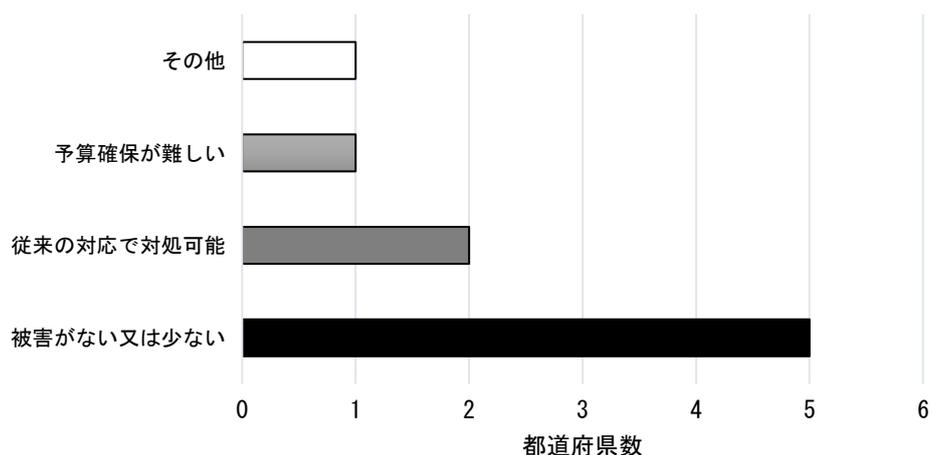


図3 クマ類の特定計画を策定しない理由

#### 4. クマ類特定計画普及について

##### (1) クマ類の特定計画の特徴

クマ類は特定計画の策定されている他の野生動物と比較して、農林水産業への被害は少ない一方で、人身事故が発生した場合は重度の怪我や死亡事故など、重大な事故につながる可能性のある動物である。ただし、個体差が比較的大きく、被害を防ぐためには問題を起こす個体の選択的な排除を必要とする。自然増加率は、ニホンジカやイノシシと比較するとそれほど高くはないと考えられており、個体群の絶滅を避けるためには捕獲数を管理することが必要不可欠である。また、近年はクマ類の目撃数や出没数が大きく増加する大量出没が発生しており、大量出没年のクマ類との遭遇や人身事故のリスクに対する対応が必要となっている。

クマ類のこういった性質を踏まえ、特定計画によるクマ類の保護・管理が行われている。クマ類の特定計画の特徴な点を以下に示した。

- 個体群の維持や回復と管理の強化が望まれる地域があり、地域によって保護計画と管理計画に分かれている。
- 個体群の存続を担保するために、捕獲上限値（目安値）が設定されている。
- 問題のある個体を中心に対処する、個体管理の考えが設定されている。
- 人身事故の防止を目的とした対策や計画に重点がおかれる。

## (2) クマ類の特定計画策定による効果

クマ類の特定計画を策定し保護管理を実施した都道府県における特定計画策定により得られた成果の一例を以下に示した。

### 第一種計画策定県

- ・西中国地域：島根県、広島県、山口県の3県で合同の計画を策定し、個体群単位でのモニタリングと保護管理施策（捕獲上限値の設定など）を継続して実行することで、絶滅が危惧されていた個体群が回復し、近年は個体数が安定化している傾向がみられている。
- ・兵庫県：学習放獣より出没が抑制される個体とは共存を図り、学習効果がない個体は処分する個体管理と集落ぐるみによる誘引物除去の対策や環境整備等の被害防除対策の実施により、クマの集落への出没が減少する効果が確認された。保護の目標は達成し、12次からは管理計画に変更した。
- ・京都府・狩猟禁止等の保護施策の結果、丹後個体群は推定生息数が2倍に増加した。

### 第二種計画策定県

- ・岩手県：ツキノワグマ管理検討委員会で設定された年次の捕獲上限数のもと捕獲と移動放獣を組み合わせた管理により、推定生息数はほぼ一定に保たれている。また、モニタリング結果を活用し、注意報の発表や計画へのフィードバックを行っている。
- ・福島県：ゾーニング管理の考え方と手法を導入し、追上げや誘引物管理、出没ルートとなる河川敷等の刈り払いの結果、農林水産業被害面積は減少傾向である。

### (特定計画を策定するメリット)

- ・定期的なモニタリングが確保でき、クマ類の最新の情報を把握することができる。
- ・個体管理の方針（共存する個体、排除する個体の区別）を定めることが出来るため、捕獲や放獣に関する一貫した対策を行いやすい。
- ・モニタリングによる対策の効果検証を通して、現在実施している保護管理施策の方向性を随時点検して修正することができる。
- ・大量出没年など単年度では捕獲上限数を上回った捕獲が行われることがあるが、単年度ではなく計画期間5年間で捕獲数や保護・管理の運用を評価することができる。